

第42期

定 時 株 主 総 会 招 集 ご 通 知

■ 開催日時

2021年6月28日（月曜日）午前10時
（受付：午前9時、開場：午前9時30分）

■ 開催場所

東京都千代田区隼町1番1号
グランドアーク半蔵門 3階 光の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

■ 決議事項

- 第1号議案 取締役6名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 ストック・オプションとして
新株予約権を発行する件

■ ネットで招集のご案内



ネット
で
招 集

Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
また、議決権行使サイトにも
リンクしております。



<https://s.srdb.jp/2340/>

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【お願い】

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主様の安心・安全を第一に考え、会場へのご出席はお控えくださいますようお願い申し上げます。



「ゆ」から世界を新しく。
**GOKURAKUYU
HOLDINGS**

株式会社極楽湯ホールディングス
証券コード：2340

証券コード 2340

2021年6月11日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町二丁目4番地
株式会社 極楽湯ホールディングス
代表取締役社長グループCEO 新 川 隆 丈

第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、できるだけご出席をお控えいただきたくお願い申し上げます。なお、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2021年6月25日（金曜日）午後6時までには到着するようご返送くださるか、4頁から5頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2021年6月25日（金曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【株主総会のお土産について】

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

敬具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2021年6月28日（月曜日）午前10時
（受付：午前9時、開場：午前9時30分） |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区隼町1番1号
グランドアーク半蔵門 3階 光の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |

3. 会議の目的事項

- 報告事項** 1 第42期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2 第42期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役6名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面が提出された場合において、各議案についての賛否の表示がないときは、賛成の意思表示をされたものとして取扱わせていただきます。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。但し、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。
 - ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイトIR情報 (<https://www.gokurakuyu-holdings.co.jp/ir/sokai.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類及び上記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。
 - ・株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載させていただきます。
当社ウェブサイト : <https://www.gokurakuyu-holdings.co.jp/>



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
本招集通知をご覧ください。
<https://s.srdb.jp/2340/>



新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応について

＜株主様へのお願い＞

- 株主総会の議決権行使は、書面又はインターネットによる方法を強くご推奨申し上げます。
【議決権行使期限：2021年6月25日（金曜日）午後6時 到着分／送信完了分まで】
※インターネットによる方法の詳細につきましては、4頁～5頁に記載の「**インターネットによる議決権行使のご案内**」をご参照ください。
- 今年は特に新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主様の安心・安全を第一に考え、**会場へのご出席はお控えくださいますようお願い**申し上げます。
- 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、くれぐれもご無理をなされないようお願いいたします。

＜来場される株主様へのお願い＞

- 株主様同士のお席の間隔を空けるため、十分な席数が確保できない可能性がございます。
- 当日は、議場受付前に非接触型の体温計にて株主様の体温を計測させていただき、37.5度以上の発熱が確認された場合はご入場をお断りさせていただきます。
- 当日ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用とアルコール消毒液による手指の消毒をお願いいたします。
- 会場でマスクの着用をされない方はご入場をお断りさせていただきます。

＜当社の対応について＞

- 運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。また、必要に応じて手袋を着用いたします。
- 会場内出入り口に、アルコール消毒液を設置いたします。

今後の状況により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2021年6月25日（金曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回数、又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
〔電話〕 0120 (652) 031 （受付時間 午前9時～午後9時）

(2) 其他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行証券代行部

〔電話〕 0120 (782) 031 （受付時間 午前9時～午後5時 土日休日を除く）

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、複数にわたり緊急事態宣言が発出されるなど、年間を通じて新型コロナウイルスの影響を受け、レジャー施設や外食産業、観光・旅行業を中心とした個人消費が大幅に落ち込むとともに、幅広い業種における度重なる企業活動の制限や営業自粛により非常に厳しい状況が続きました。

当社グループにおいては、連結売上高10,547百万円（前期比27.8%減）、営業損失1,546百万円（前期営業損失348百万円）、経常損失926百万円（前期経常損失707百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失3,081百万円（前期親会社株主に帰属する当期純損失3,264百万円）となりました。

セグメントの業績を示すと次のとおりです。

① 日本

当セグメントにおきましては、売上高8,838百万円（前期比29.9%減）、セグメント損失（営業損失）1,175百万円（前期セグメント利益313百万円）となりました。

当連結会計年度における日本の業績は、2020年4月に全国を対象に発出された緊急事態宣言に始まり、TVアニメ「鬼滅の刃」や「進撃の巨人」等のコラボイベントの実施や「RAKU SPA Cafe 浜松」にて地域最大級のオートロウリュウを導入する改装等により、感染防止に配慮しつつもお客様に安心して楽しんでいただけるような場所づくりなどを心掛けて前向きに取り組みましたが、全国的に営業自粛や時短営業、飲食エリアの時短営業、感染拡大の懸念から外出を控える動き等により、客数及び売上高が前期に比べ大幅に減少したため、セグメント損失となりました。

② 中国

当セグメントにおきましては、売上高1,736百万円（前期比14.3%減）、セグメント損失（営業損失）217百万円（前期セグメント損失485百万円）となりました。

当連結会計年度における中国の業績は、2020年1月下旬に全店臨時休業した後、長春店舗が2020年4月に営業再開、上海2店舗が2020年夏季に営業再開へ至りましたが、営業日数が前期に比べ少ないこと等から売上高が減少した一方、水道光熱費や人件費等のコストを最大限絞り込み、地代家賃の減免に加え、前期末に減損損失を計上したことで減価償却

費が減少したこと等が影響し、セグメント損失（営業損失）は前期に比べ減少しました。

（次期の見通し）

今後の見通しにつきましては、日本で首都圏や関西圏などの大都市を中心に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出されている状況の中、営業自粛や時短営業等の制限によって客数に大きな影響を受けており、経済活動が以前のように回復するには相当の時間を要するものと予想されます。また、近隣での新型コロナウイルス感染症の感染拡大やワクチン接種の計画進捗等により、各店とも消費動向に大きな影響を受けることが予想されます。

当社グループの連結業績予想につきましては、現時点において合理的に算出することが困難であることから未定とさせていただき、開示が可能になった時点で速やかに公表いたします。

なお、当社グループは、「(2) 企業集団の対処すべき課題 ⑦ 継続企業の前提に関する重要事象等」に記載した対処すべき課題に取り組むことで、経営基盤の安定、業績の回復等に努めてまいります。

（2）企業集団の対処すべき課題

① 出店戦略の再構築

日本においては、60店舗体制の確立に向けて今後も直営店出店に重点をおいた店舗開発に取り組んでまいります。併せて、出店場所の確保のための出店候補地に関する情報収集強化や、投資効率の更なる向上を図るための出店条件精査にも一層注力してまいります。

中国においては、新たな直営店の出店に向けて準備を進めて行くと共に、「極楽湯ブランド」の確立とスピーディーな浸透を図るべく海外企業との連携の強化やフランチャイズ事業を含めた様々な事業展開に取り組んでまいります。

また、国内外の既存店につきましても、収益向上を目的とした改装など様々な見直しを積極的に検討し、実施してまいります。

② 人材の確保・育成

日本においては、60店舗体制の確立及び直営店に重点を置いた出店戦略を推進していくに当たり、店舗数及び業容の拡大に対応できる人材の確保及び育成が重要であると考えております。また、中国においては、“安心・安全”や“心からのおもてなし”など当社グループの根幹となる考え方やサービスへの理解をより一層深め、適正な店舗運営を行っていくためにも、日中相互の人材交流に加え、採用強化による適切な人材の確保及び徹底した指導・育成に取り組んでまいります。

③ 衛生管理及び設備の維持管理

当社グループは、衛生管理の徹底を最重要事項として取り組んでおります。お客様に快

適かつ安心してご利用いただけるよう、営業中の定期的な水質検査や浴場配管設備の清掃を徹底しております。また、施設の経年劣化に伴って設備の維持管理が重要となりますので、今まで以上に店舗設備のメンテナンスにも注力し、安心かつ安全で清潔な施設運営に努めてまいります。

④ 新形態・新業態の開発

当社グループがこれまでに蓄積してまいりました温浴施設を核とした店舗開発・運営に関するノウハウを活かし、様々な業態とのコラボレーションや従来の郊外型施設とは異なる“都市型温浴施設”など、これまでの形態や立地にとらわれ過ぎることなく、より魅力的な付加価値の高い施設に加え、新業態の開発を国内外で展開することに積極的に取り組んでまいります。

⑤ 子会社の管理・統括

当社が日本の温浴事業を承継するために設立した「株式会社極楽湯」に加え、中国での事業展開を統括するために香港に設立し、その過半数を当社が保有している「Gokurakuyu China Holdings Limited（中国語名：極楽湯中国控股有限公司）」等の子会社について、適正かつ健全な経営が行われるよう積極的にサポートすると共に統括してまいります。

今後も当社グループのブランド力の向上及び業績への貢献を図るために、日本と中国における事業展開を円滑に推進できるよう努めてまいります。

⑥ 外部環境の著しい変化に対する適切な対応

近年多発する気候変動による自然災害の激甚化や今般の新型コロナウイルス感染拡大につきましては、当社グループの運営店舗における営業時間の短縮や臨時休業、来店客数が大幅に減少する等の影響が懸念されます。

市場動向が不透明な環境下におきましては、日本国内の動向にとどまらず世界経済の動向にも注視しながら、資金管理や店舗運営管理において、柔軟かつ慎重に対応してまいります。

⑦ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度において新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、中国連結子会社における臨時休業や日本での外出自粛要請等によって売上高が減少し、減損損失等の特別損失の計上をしたことにより3,264百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。これにより、シンジケートローンの借入契約に付されている財務制限条項に抵触いたしました。取引先金融機関と協議した結果、返済を猶予いただきました。また、その他の借入契約につきましても取引先金融機関と協議を行い、当面の返済について猶予いただきました。

当連結会計年度の開始以降におきましても、日本の店舗でも臨時休業を余儀なくされ、営業再開後も時短営業や臨時休業又は飲食エリアの時短営業等を繰り返し、厳しい業績で推移いたしました。そのような状況の中、当連結会計年度において減損損失等の特別損失の計上をしたことにより3,081百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。これにより再度、シンジケートローンの借入契約に付されている財務制限条項に抵触しますが、取引先金融機関と継続して協議をしておりますので、引き続き当面の期間は返済猶予していただけるものと確信しております。

しかしながら、今後の集客が以前のように戻るまでには相当の時間がかかる見込みであり、手元流動性の確保に支障が生じる可能性が引き続きあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

この状況を可能な限り早く解消するため、当社グループでは、各種コラボ企画による収益向上策の実施、広告宣伝費等のコスト削減、緊急経済対策に基づく税金の納税猶予制度等の活用、取引金融機関への継続的支援の要請、既存店のフランチャイズ化による譲渡、ファシリティ型新株予約権の発行等の財務体質改善のための資本政策の取り組みをしております。また、今後も継続して様々な取り組みを検討し、速やかに実行してまいります。

日本及び中国、いずれの国においても固定費などの費用については、役員報酬や給与等の減額、従業員の適正配置や雇用調整助成金の活用、支払賃料等の減額の要請、諸経費の見直しを行い、コスト削減に努めつつ、お客様及び従業員並びに関係者の安全を十分に確保した上で、それぞれの店舗の営業を再開しております。

資金面については、手元流動性の確保に努めるべく、全ての取引金融機関と協議を行い、継続的な支援が得られるよう相談や交渉を継続しております。2020年7月には財務体質改善のため第三者割当による新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及びファシリティ契約（行使停止指定条項付）を締結し、その後も権利行使が順調に進むなど資本政策に取り組みました。2020年7月から9月の期間限定にて、国内直営店を中心に「鬼滅の刃」コラボイベントを実施し、限定のグッズ販売や飲食メニューが一時品切れになるほどの大変な人気となりました。このような人気コンテンツとのコラボ企画を「進撃の巨人」や「呪術廻戦」やサンリオキャラクター等、数多く実施することにより集客及び売上に貢献できるように取り組みをしております。また、日本では「極楽湯 奈良店」を閉店したことに加え、「極楽湯 宮崎店」のフランチャイズ化による資産の譲渡により、中国でも営業再開を見合わせていた中国湖北省武漢市にある「極楽湯 金銀潭温泉館」のフランチャイズ化により、資産と負債を圧縮しております。これらに限らず諸施策を遂行することで、当該状況を早期に解消し、当社グループの経営基盤の強化・安定に努めてまいります。

この結果、当社グループには、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(3) 内部管理体制の整備

取締役会において経営基本方針及び業務上の重要事項を協議、決定すると共に、効率的に経営を執行するため、子会社を含めた執行役員会や部長会等の重要な会議体における、相互の連携及び牽制により、コンプライアンスをはじめリスク情報の共有とコーポレート・ガバナンス施策実施の推進並びに意思統一を図っております。また、内部統制機能の整備を含む社内規程の整備につきましては、必要規程を策定しておりますが、関係法令の改正等がある場合は、これに適宜対応してまいります。

(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は208,140千円で、その主なものは次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	内容	金額
建物等	子会社 株式会社極楽湯新店の設備投資等	45,851
建物等	子会社 株式会社極楽湯既存店の設備更新等	53,836
建物等	子会社 極楽湯（上海）沐浴股份有限公司「極楽湯 碧雲温泉館」の設備更新等	18,818
建物等	子会社 吉林極楽湯酒店管理有限公司「極楽湯 欧亜温泉館」の設備投資等	29,795
建物等	子会社 旅籠（上海）酒店管理有限公司の設備投資等	57,731

(5) 資金調達の状況

当社グループの運転資金として、第24回新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）の発行及び権利行使により、549百万円の資金調達を実施いたしました。

(6) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はございません。

(7) 他の会社の事業の譲り受けの状況

該当事項はございません。

(8) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

(9) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

2020年4月1日付で、株式会社エオネックス及び株式会社利水社の発行済株式の全てを取得し、5月12日付で経営陣等へ一部譲渡しております。また、2021年2月26日付で、当社から株式会社エオネックスへ株式の一部を譲渡しております。

(10) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第39期 2018年3月期	第40期 2019年3月期	第41期 2020年3月期	第42期 2021年3月期
売上高	13,961,547	15,990,274	14,597,905	10,547,592
経常利益	473,104	172,650	△707,200	△926,319
親会社株主に帰属 する当期純利益	251,536	2,281	△3,264,590	△3,081,603
1株当たり当期純利益	15.65円	0.13円	△196.67円	△179.55円
総資産	22,266,782	23,510,708	21,510,451	18,514,720
純資産	9,644,621	8,878,987	3,966,197	1,330,993

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第39期 2018年3月期	第40期 2019年3月期	第41期 2020年3月期	第42期 2021年3月期
売上高	750,194	734,836	501,005	242,672
経常利益	220,389	280,691	△189,259	199,302
当期純利益	135,037	209,710	△2,316,808	△1,314,785
1株当たり当期純利益	8.40円	12.28円	△139.57円	△76.60円
総資産	16,463,871	16,975,382	17,007,305	15,735,010
純資産	7,546,315	7,183,409	4,827,465	4,119,365

(11) 重要な子会社の状況（2021年3月31日現在）

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 極 楽 湯	40,000千円	100.0%	温浴事業
合 同 会 社 極 楽 湯 東 日 本	1 円	100.0%	温浴事業
極 楽 湯 中 国 控 股 有 限 公 司	2,881,364千円	51.0%	温浴事業
上 海 極 楽 湯 企 業 管 理 集 団 有 限 公 司	627,921千円	51.0% (51.0%)	温浴事業
Gokurakuyu China Spa & Hotels Limited	2,873千円	51.0% (51.0%)	温浴事業
極 楽 湯（上 海）沐 浴 股 份 有 限 公 司	1,118,331千円	50.9% (50.9%)	温浴事業
極 楽 湯（上 海）沐 浴 管 理 有 限 公 司	850,000千円	50.9% (50.9%)	温浴事業
極 楽 湯（武 漢）沐 浴 有 限 公 司	850,000千円	51.0% (51.0%)	温浴事業
極 楽 湯（上 海）建 築 方 案 諮 詢 有 限 公 司	16,179千円	50.9% (50.9%)	建築設計事業
極 楽 湯（蘇 州）酒 店 管 理 有 限 公 司	32,037千円	50.9% (50.9%)	温浴事業
吉 林 極 楽 湯 酒 店 管 理 有 限 公 司	516,642千円	51.0% (51.0%)	温浴事業
旅 籠（上 海）酒 店 管 理 有 限 公 司	253,770千円	23.0% (23.0%)	温浴事業
極 楽 湯（杭 州）酒 店 管 理 有 限 公 司	259,164千円	50.9% (50.9%)	温浴事業

- (注) 1 当社の連結対象子会社は上記13社でございます。
2 「議決権比率」欄の（）内は、間接所有する議決権の比率を内数で記載しております。
3 当事業年度末において特定完全子会社はございません。

(12) 企業集団の主要な事業セグメント

当社は、温浴施設「極楽湯」「RAKU SPA」を直営店舗及びフランチャイズチェーンにて全国展開しております。フランチャイジー（加盟企業）に対しては、店舗の設計・デザイン指導及び経営ノウハウを提供しております。

また、中国をはじめとする海外への展開にも取り組んでおります。

(13) 企業集団の主要拠点等 (2021年 3月31日現在)

当社本社 東京都千代田区

大阪本社 大阪府吹田市

店舗

日本 直営店 31店舗 (宇都宮、彦根、幸手、柏、茨木、堺泉北、和光、金沢野々市、横浜芹が谷、豊橋、青森、多摩センター、福井、津、宮崎、三島、千葉稲毛、吹田、上尾、水戸、RAKU SPA 鶴見、RAKU SPA Cafe 浜松、RAKU SPA GARDEN 名古屋、麴町ばらく 晴海トリトン スクエア、RAKU SPA 1010 神田、富谷、女池、松崎、槇尾、羽生温泉、RAKU CAFE 門前仲町)
※宮崎は2021年 4月 1日よりFC店となりました。

中国 FC店 13店舗
直営店 3店舗 (碧雲温泉館、金沙江温泉館、欧亜温泉館)
FC店 6店舗

子会社

日本 株式会社極楽湯 東京都千代田区
合同会社極楽湯東日本 東京都千代田区
中国 極楽湯中国控股有限公司 中国香港
上海極楽湯企業管理集团有限公司 中国上海市
極楽湯 (上海) 沐浴股份有限公司 中国上海市
極楽湯 (上海) 沐浴管理有限公司 中国上海市
極楽湯 (武漢) 沐浴有限公司 中国湖北省武漢市
Gokurakuyu China Spa & Hotels Limited ケイマン諸島
極楽湯 (上海) 建築方案諮詢有限公司 中国上海市
極楽湯 (蘇州) 酒店管理有限公司 中国江蘇省蘇州市
吉林極楽湯酒店管理有限公司 中国吉林省長春市
旅籠 (上海) 酒店管理有限公司 中国上海市
極楽湯 (杭州) 酒店管理有限公司 中国浙江省杭州市

(14) 企業集団の使用人の状況

① 企業集団の使用人数

使用人数	前期末比増減
381名	△128名

(注) 使用人数が前期末と比べて128名減少しておりますが、その主な理由は、極楽湯 (武漢) 沐浴有限公司が運営する直営店「極楽湯 金銀潭温泉館」をフランチャイズ店に移行したことによる減少であります。

② 当社の使用人数

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7名	△3名	42.2歳	8.3年

(15) 主要な借入先

(単位：千円)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	3,067,431
株式会社みずほ銀行	2,485,825
株式会社商工組合中央金庫	738,725
株式会社りそな銀行	677,261
株式会社京葉銀行	443,941
株式会社武蔵野銀行	397,428

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 54,600,000株
(2) 発行済株式の総数 18,562,200株
(3) 株主数 50,276名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
YUANTA SECURITIES CO., LTD-RETAIL ACCOUNT	797,800株	4.3%
HAITONG INT SEC-CL AC-10 (PERCENTAGE)	788,900株	4.2%
アサヒビール株式会社	500,000株	2.7%
HARVEST PREMIER INVESTMENT CORPORATION	469,300株	2.5%
株式会社久世	300,000株	1.6%
新川隆丈	298,000株	1.6%
日本生命保険相互会社	230,000株	1.2%
株式会社三井住友銀行	204,000株	1.1%
田島哲康	164,300株	0.8%
高野透	146,800株	0.7%

(注) 持株比率は、自己株式（72,975株）を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における取締役、その他の役員の保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

・新株予約権の数

10,244個

・目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,024,400株(新株予約権1個につき100株)

	回次	1株 当たりの 払込金額	行使期間	個数	目的となる 株式の種類 及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第17回	551円	2017年7月1日 ～2021年6月30日	500個	普通株式 50,000株	1名
	第19回	823円	2019年7月1日 ～2023年6月30日	1,200個	普通株式 120,000株	3名
	第21回	716円	2020年7月1日 ～2024年6月30日	400個	普通株式 40,000株	2名
	第22回	571円	2021年7月1日 ～2025年6月30日	1,110個	普通株式 111,000株	3名
	第23回	379円	2022年7月1日 ～2026年6月30日	1,650個	普通株式 165,000株	4名
	2013年度 株式報酬型	1円	2013年7月13日 ～2033年7月12日	362個	普通株式 36,200株	2名
	2014年度 株式報酬型	1円	2014年7月12日 ～2034年7月11日	264個	普通株式 26,400株	2名
	2015年度 株式報酬型	1円	2015年7月11日 ～2035年7月10日	213個	普通株式 21,300株	2名
	2016年度 株式報酬型	1円	2016年7月15日 ～2036年7月14日	725個	普通株式 72,500株	3名
	2017年度 株式報酬型	1円	2018年4月1日 ～2038年3月31日	775個	普通株式 77,500株	3名
	2018年度 株式報酬型	1円	2018年7月15日 ～2038年7月14日	455個	普通株式 45,500株	3名
	2019年度 株式報酬型	1円	2019年7月14日 ～2039年7月13日	900個	普通株式 90,000株	3名
	2020年度 株式報酬型	1円	2020年7月18日 ～2040年7月17日	1,000個	普通株式 100,000株	4名
社外取締役	第22回	571円	2021年7月1日 ～2025年6月30日	100個	普通株式 10,000株	2名
	第23回	379円	2022年7月1日 ～2026年6月30日	100個	普通株式 10,000株	2名

	回次	1株 当たりの 払込金額	行使期間	個数	目的となる 株式の種類 及び数	保有者数
監査役	第17回	551円	2017年7月1日 ～2021年6月30日	30個	普通株式 3,000株	1名
	第18回	544円	2018年7月1日 ～2022年6月30日	30個	普通株式 3,000株	1名
	第19回	823円	2019年7月1日 ～2023年6月30日	50個	普通株式 5,000株	1名
	第21回	716円	2020年7月1日 ～2024年6月30日	90個	普通株式 9,000株	2名
	第22回	571円	2021年7月1日 ～2025年6月30日	120個	普通株式 12,000株	2名
	第23回	379円	2022年7月1日 ～2026年6月30日	170個	普通株式 17,000株	3名

(注) 取締役、監査役につきましては、従業員時の付与分を含んでおります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

	第23回	2020年度株式報酬型新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社取締役、監査役、従業員 及び子会社従業員 178名	当社取締役 4名
発行した新株予約権の数	5,720個	1,000個
新株予約権の目的となる 株式の種類及び数	普通株式572,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式100,000株 (新株予約権1個につき100株)
付与日	2020年6月30日	2020年7月17日
1株当たりの払込金額	379円	1円
新株予約権の行使期間	2022年7月1日 ～2026年6月30日	2020年7月18日 ～2040年7月17日

	回次	新株予約権の数	交付者数
当社従業員 (当社役員を除く)	第23回	850個	8名
当社子会社従業員	第23回	2,950個	161名

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2020年7月27日に発行した第24回新株予約権（行使価額修正条項付）は、当事業年度中に18,447個が行使され、自己株式を1,844,700株処分しております。

2020年7月27日発行の第24回新株予約権の内容

発 行 決 議 の 日	2020年7月8日取締役会決議
新 株 予 約 権 の 総 数	40,000個
発 行 価 額	総額 6,200,000円 (新株予約権1個当たり155円)
目的となる株式の種類及び数	普通株式4,000,000株 (新株予約権1個につき100株)
行使価額及びその修正条件	当初行使価額は374円です。 上限行使価額はありません。 下限行使価額は187円です。
行 使 期 間	2020年7月28日 ～2023年7月31日
新 株 予 約 権 の 残 数	21,553個

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長グループCEO	新 川 隆 丈	株式会社極楽湯 代表取締役 極楽湯中国控股有限公司 董事長 極楽湯（上海）沐浴股份有限公司 董事長
取 締 役	羽 塚 聡	全般・開発建設担当
取 締 役	鈴 木 正 守	財務担当（CFO）
取 締 役	何 俊	中国担当
取 締 役	徐 浩 平	
取 締 役	後 藤 研 二	株式会社オフィスゴトー 代表取締役
常 勤 監 査 役	上 妻 進一郎	
監 査 役	小 林 明 夫	小林明夫税理士事務所 代表
監 査 役	鈴 木 陽 子	株式会社近代フーズ 代表取締役

- (注) 1 取締役何俊氏及び監査役鈴木陽子氏は、2020年6月30日開催の第41期定時株主総会において新たに選任され就任しております。
- 2 取締役蘇聰儒氏及び取締役赤地文夫氏、監査役高倉隆氏は、2020年6月30日開催の第41期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
- 3 取締役徐浩平氏及び後藤研二氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 4 監査役小林明夫氏及び鈴木陽子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 5 監査役小林明夫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 6 取締役徐浩平氏及び取締役後藤研二氏、監査役小林明夫氏及び監査役鈴木陽子氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第31条第2項に基づき、社外取締役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

当社は、定款第41条第2項に基づき、社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

当社のすべての取締役、監査役及び執行役員並びに子会社のすべての取締役、監査役及び執行役員は当社と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結する予定であり、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することといたします。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を当該保険契約により填補することとしております。当該保険の被保険者は、当社のすべての取締役、監査役及び執行役員並びに子会社のすべての取締役、監査役及び執行役員です。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害等については、これらを填補の対象外としております。

(5) 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	ストック・ オプション	
取締役 (社外役員を除く)	121,070	77,445	—	43,625	5
監査役 (社外役員を除く)	5,934	5,850	—	84	1
社外役員	8,064	7,650	—	414	6

- (注) 1 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。
2 上記の取締役の支給人数には2020年6月30日開催の当社第41期定時株主総会終結の時をもって退任した1名を含んでおります。
3 上記の社外役員の支給人数には2020年6月30日開催の当社第41期定時株主総会終結の時をもって退任した2名を含んでおります。
4 2006年6月29日開催の第27期定時株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額300百万円であり、これには使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は2名）です。また、2013年6月27日開催の第34期定時株主総会の決議による取締役（社外取締役を除く）に付与する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬限度額は、年額300百万円であります。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名です。
5 2001年6月28日開催の第22期定時株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額50百万円であります。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名（うち、社外監査役は2名）です。
6 2006年6月29日開催の第27期定時株主総会の決議による取締役及び監査役に対するストック・オプション（新株予約権）としての報酬等の限度額は、取締役については年額200百万円、監査役については年額50百万円であります。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は2名）であり、監査役の員数は4名（うち、社外監査役は4名）です。
7 上記の額は当期中に費用処理した株式報酬費用（ストック・オプション、取締役8名に対し43,823千円、監査役4名に対し301千円）を含んでおります。
8 非金銭報酬等として取締役及び監査役に対してストック・オプションを交付しております。当該ストック・オプションの内容及びその交付状況は3. 会社の新株予約権等に関する事項に記載のとおりです。

(6) 役員報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する事項

当社は、下記のとおり、取締役の報酬に関する方針を策定し、この方針に基づき取締役報酬の構成及びその額を決定しております。

① 方針

当社の取締役の報酬等の決定方針は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）及び株式報酬により構成しております。なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役会で確認しており、当該方針に沿うものであると取締役会が判断しております。

② 報酬の構成

イ. 基本報酬

月例の固定金銭報酬とし、当社の業績、職務の内容、職位、職責、実績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

ロ. 非金銭報酬等

中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、毎年一定の時期に株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内で新株予約権（ストック・オプション）を付与するものとし、付与数は、各取締役の職務の内容、職位、職責、実績、業績等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

③ 報酬等の種類ごとの割合

基本報酬と非金銭報酬等の割合は概ね70%：30%としております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定

各取締役に支給する基本報酬については、取締役会決議に基づき代表取締役社長新川隆丈氏にその具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役社長は、当社の業績や従業員給与の水準等も踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の職務の内容、職位、職責、実績、業績等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

(5) 社外役員に関する事項

他の法人等の業務執行者等に関する事項

当社での地位	氏 名	他の法人等の業務執行、社外役員等の兼職状況	当社での主な活動状況
取締役	徐 浩 平		当事業年度開催の取締役会に全20回中20回出席し、経営者的見地から議案審議等の必要な発言を適宜行っております。 また、経営全般に関する豊富な経験、学識、専門知識を有しており、当該視点から業務執行に対する監督機能を果たしていただくことを期待していましたが、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただく等、当社の社外取締役として業務執行に対する適切な監督や助言等を行っていただきました。
取締役	後 藤 研 二	株式会社オフィスゴトー 代表取締役	当事業年度開催の取締役会に全20回中18回出席し、経営者的見地から議案審議等の必要な発言を適宜行っております。 また、経営全般に関する豊富な経験、学識、専門知識を有しており、当該視点から業務執行に対する監督機能を果たしていただくことを期待していましたが、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただく等、当社の社外取締役として業務執行に対する適切な監督や助言等を行っていただきました。
監査役	小 林 明 夫	小林明夫税理士事務所 代表	当事業年度開催の取締役会に全20回中20回、監査役会に全12回中12回出席し、税理士としての専門的見地から議案審議等の必要な発言を適宜行っております。
監査役	鈴 木 陽 子	株式会社近代フーズ 代表取締役	社外監査役就任後当事業年度開催の取締役会に全14回中14回、監査役会に全10回中10回出席し、経営者的見地から議案審議等の必要な発言を適宜行っております。

- (注) 1 取締役後藤研二氏は株式会社オフィスゴトーの代表取締役を兼務しております。なお、当社と同社の間には特別な関係はありません。
- 2 監査役小林明夫氏は小林明夫税理士事務所の代表を兼務しております。なお、当社と同社の間には特別な関係はありません。
- 3 監査役鈴木陽子氏は株式会社近代フーズの代表取締役を兼務しております。なお、当社と同社の間には特別な関係はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

UHY東京監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

26,600千円

② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

26,600千円

(注) 1 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人から当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員の配置などの内容及び報酬の見積りの算出根拠について説明を受け、前事業年度の監査実績等の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性を精査の上、当事業年度の会計監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額について同意いたしました。

2 上記報酬等の額は、会社法上の監査に対する報酬の額及び金融商品取引法上の監査に対する報酬の額等の合計額であります。

3 当社の中国子会社につきましては、上海睿益会計師事務所の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由のいずれかに該当すると判断した場合、監査役全員の同意によって会計監査人を解任するものとします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりです。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、経営理念に基づく基本方針を定め、すべての役社員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めます。

当社取締役会において生じる疑義に関しては顧問弁護士に事前若しくは事後に確認を行うことで意思決定に至る過程における法令定款違反行為を未然に防止します。

また、日本ではコンプライアンス室を設置し、法令遵守の推進にあたります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録について、各会議体の事務局が議事録を作成し、定められた保存年限に基づき保存及び管理します。

また、社長決裁を要する稟議書についても、同様に保存及び管理します。

③ 損失の危機管理に関する規程その他の体制

当社グループは、定期的に開催する各種会議体においてリスク情報を共有すると共に、現在制定している規程・マニュアル等に基づき、各部門及び各店舗において企業危機への未然防止・迅速な対応・再発防止に取り組んできましたが、今後も情報共有及び法令遵守を徹底し、必要に応じて速やかに規程・マニュアル等の整備を行います。

また、当社グループの事業の特性上、重要度の高いリスクである衛生管理については、より一層の意識及び知識の向上を図るべく講習会への出席や資格取得の推進を積極的に実施します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、月に1度の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速かつ的確な意思決定を行います。

また、当社取締役会の下には、執行役員会を設け、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うと共に、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社グループの業務の執行及び施策の実施等について審議・意思決定を行います。

決定された業務の執行状況は、取締役又は執行役員が取締役会・執行役員会等において適宜報告し、また監査役もこれを定期的に監査します。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
定期的に開催される取締役会・執行役員会及び部長会等各種会議体を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、法令遵守をはじめリスク情報の共有を図り、あらゆる業務が適正・妥当かつ合理的に行われているかを確認します。
また、日本ではコンプライアンス室を設置し、法令遵守の推進にあたります。
- ⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社グループは、子会社においても当社と同様の経営理念及び基本方針の周知徹底を図ると共に、適正な規則規程を整備し、適材な人員の配置と職務権限の設定を行い、業務上における法令遵守及び内部統制を考慮した経営管理を行います。
また、電子媒体を活用して経営情報等を共有し、業務に関する適正な指示・要請を効率的に行えるシステムを構築します。
- ⑦ 監査役の職務を補助する使用人について
現時点では、監査役の職務を補助する専任の使用人は設置していませんが、監査役会が求めた場合は、取締役会と監査役会で協議し、監査役スタッフを設置するなど実効性のある監査役監査体制の整備に努めます。
- ⑧ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
現時点では、監査役の職務を補助する使用人を設置していませんので、独立性に関する事項の定めは設けていませんが、それを設置することになった場合には、当該使用人の人事異動・人事評価・懲戒に関しては、監査役会の同意を得るなど、取締役からの独立性を確保するよう人事的配慮を行う体制とします。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会及び執行役員会に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができます。
取締役会・執行役員会をはじめとする各種会議体における議事録及び稟議書については、監査役に対して回覧する方法で報告を行います。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
役社員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努めます。
また、当社グループの取締役や執行役員とのより積極的な意見交換を行い、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ります。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について)

当社グループは、上記業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

① 取締役の職務執行について

取締役会規則や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において月に1度の定例取締役会及び臨時取締役会を合計20回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また、部門長以上で構成され、重要な業務執行について報告・協議を行う会議も子会社を含め随時行っており、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

② 監査役の職務執行について

監査役は当事業年度において監査役会を12回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会及びその他重要な会議への出席や取締役、会計監査人との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

③ グループ管理体制

月に1度開催される当社定例取締役会及び適宜臨時取締役会で日本事業及び中国事業の各子会社から直近の業績等の報告を受け、現況を把握できる体制になっております。また、当社グループの子会社における重要事項について、事前に当社グループ内の会議で説明することを義務付けており、その遂行を承認するなど適切な経営がなされることを監督する体制を整備しております。

④ コンプライアンス・リスク管理体制

コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告したものが、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利な取り扱いを行わないよう徹底しております。

また、大規模災害等を想定した対策訓練、帰宅困難者のための物資の確保、火災時における消防関係との連携等、不測の事態にも備えております。

⑤ 反社会的勢力排除について

取引先様との契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むと共に、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを継続的に実施しております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主及び投資家の皆様の判断に委ねるべきものであると考えており、当社株式を取得することにより当社の経営支配権を獲得しようとする者に対して、当社株式の売却を行うか否かについても、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断によるものと考えております。また、当社は、特定の株主グループが当社の経営支配権を取得することになったとしても、そのこと自体により直ちに株主共同の利益が害されるということはなく、反対に、それが結果的に当社の株主共同の利益の最大化に資することもあり得るため、そのような場合であれば、特定の株主グループが当社の経営支配権を取得することを拒むものではありません。

しかしながら、当社株式を大規模に買付け、当社の経営支配権を獲得しようとする者の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、高値で株式等を会社関係者に引き取らせる目的で買付けを行う者（いわゆるグリーンメイラー）等典型的に濫用目的をもって当社株式を取得しようとしていると考えられる者や、最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、当社株主の皆様に事実上売却を強要しようとする者（いわゆる二段階強圧的買収）等が含まれていることも考えられます。

また、前記のような、株主共同の利益を害する態様による買付行為に当たらない場合であっても、ある程度の経営支配権の移動が生じ得る場面において、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの決断を株主の皆様がするにあたっては、必要十分な情報の提供と一定の検討期間が与えられた上で熟慮に基づいた判断（インフォームド・ジャッジメント）を行うことができるような態勢を確保することが、株主の皆様にとって必要であると考えております。

そのため、当社は、2019年12月16日の取締役会決議により、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる当社株式等の大規模な買付行為に対する対応方針を更新しております。

当該対応方針としては、当社取締役会は、原則として当社株式の売買を市場における株主及び投資家の皆様の判断に委ねるものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、また、当社株式等の大規模な買付行為が行われた場合に、株主の皆様が対応方法を検討するために十分な時間と情報を確保することができるよう合理的なルールを設定するものであり、株主共同の利益に資すると考えております。

(注) 本事業報告中の記載は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,478,117	流動負債	7,392,427
現金及び預金	4,788,176	買掛金	299,522
売掛金	248,327	短期借入金	1,767,297
未収入金	58,133	1年内返済予定の長期借入金	2,099,219
たな卸資産	94,496	未払金	685,946
その他の	342,857	未払法人税等	103,398
貸倒引当金	△53,875	前受金	1,439,870
固定資産	12,978,260	賞与引当金	38,627
有形固定資産	10,313,976	その他の	958,545
建物及び構築物	8,059,803	固定負債	9,791,299
工具、器具及び備品	286,617	長期借入金	7,670,307
土地	1,403,989	退職給付に係る負債	144,471
建設仮勘定	563,565	資産除去債務	1,430,352
無形固定資産	341,312	繰延税金負債	464,775
のれん	274,322	その他の	81,392
その他の	66,989	負債合計	17,183,727
投資その他の資産	2,322,971	純資産の部	
投資有価証券	115,375	株主資本	1,112,606
長期貸付金	367,138	資本金	3,683,193
繰延税金資産	7,394	資本剰余金	3,271,825
敷金及び保証金	1,134,389	利益剰余金	△5,806,105
関係会社株式	632,974	自己株式	△36,305
その他の	655,694	その他の包括利益累計額	△89,777
貸倒引当金	△589,994	その他有価証券評価差額金	△28,006
繰延資産	58,343	為替換算調整勘定	△61,770
開業費	58,343	新株予約権	308,164
資産合計	18,514,720	純資産合計	1,330,993
		負債・純資産合計	18,514,720

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目								金 額	
売上高	10,547,592								
売上原価	10,922,927								
売上総損失	△375,335								
販売費及び一般管理費	1,171,090								
営業損失	△1,546,426								
営業外収益									
受取利息	14,813								
受取家賃	22,119								
為替差益	280,509								
助成金収入	323,072								
デリバティブ評価益	92,734								
協賛金の収入	37,432								
その他	75,532								846,215
営業外費用									
支払利息	114,551								
シンジケートローン手数料	60,305								
シリングレートローン手数料	8,183								
持分法による投資損失	21,890								
原油スワップ差損	8,445								
その他	12,733								226,108
経常損失	△926,319								
特別利益									
新株予約権戻入益	6,134								
事業譲渡益	15,109								
資産除去債務戻入額	5,404								
投資有価証券売却益	50,166								76,815
特別損失									
固定資産除却損	6,154								
減価償却損	1,180,282								
関係会社株式売却損	10,685								
貸倒引当金繰入額	217,845								
その他	138								1,415,107
税金等調整前当期純損失	△2,264,611								
法人税、住民税及び事業税	58,957								
法人税等調整額	989,565								1,048,523
当期純損失	△3,313,134								
非支配株主に帰属する当期純損失	△231,530								
親会社株主に帰属する当期純損失	△3,081,603								

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,683,193	3,646,810	△2,724,502	△954,138	3,651,362
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属 する当期純損失			△3,081,603		△3,081,603
自己株式の処分		△372,042		917,832	545,790
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		△2,942			△2,942
当 期 変 動 額 合 計	—	△374,985	△3,081,603	917,832	△2,538,756
当 期 末 残 高	3,683,193	3,271,825	△5,806,105	△36,305	1,112,606

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額 合計			
当 期 首 残 高	△31,290	△81,170	△112,460	250,644	176,650	3,966,197
当 期 変 動 額						
親会社株主に帰属 する当期純損失						△3,081,603
自己株式の処分				△2,859		542,930
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3,283	19,399	22,682	60,379	△176,650	△96,531
当 期 変 動 額 合 計	3,283	19,399	22,682	57,519	△176,650	△2,635,203
当 期 末 残 高	△28,006	△61,770	△89,777	308,164	—	1,330,993

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,757,056	流 動 負 債	3,914,609
現 金 及 び 預 金	2,662,155	短 期 借 入 金	1,731,500
売 掛 金	92,394	1年内返済予定の長期借入金	2,099,219
未 収 入 金	106	未 払 法 人 税 等	47,928
関 係 会 社 貸 付 金	3,798,366	そ の 他	35,961
そ の 他	204,033	固 定 負 債	7,701,035
固 定 資 産	8,977,953	長 期 借 入 金	7,670,307
有 形 固 定 資 産	1,367,391	繰 延 税 金 負 債	7,458
土 地	1,302,226	そ の 他	23,269
そ の 他	65,165	負 債 合 計	11,615,645
無 形 固 定 資 産	19,294	純 資 産 の 部	
そ の 他	19,294	株 主 資 本	3,839,115
投資その他の資産	7,591,267	資 本 金	3,683,193
長 期 貸 付 金	344,195	資 本 剰 余 金	3,280,669
関 係 会 社 株 式	1,316,233	資 本 準 備 金	1,029,793
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	5,617,423	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,250,876
関 係 会 社 社 債	1,470,420	利 益 剰 余 金	△3,088,440
貸 倒 引 当 金	△1,479,805	利 益 準 備 金	50
そ の 他	322,800	そ の 他 利 益 剰 余 金	△3,088,490
		別 途 積 立 金	32,907
		繰 越 利 益 剰 余 金	△3,121,398
		自 己 株 式	△36,305
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△27,915
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△27,915
		新 株 予 約 権	308,164
		純 資 産 合 計	4,119,365
資 産 合 計	15,735,010	負 債 ・ 純 資 産 合 計	15,735,010

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上 高			242,672
売 上 原 価			13,180
売 上 総 利 益			229,492
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			410,596
営 業 損 失			△181,103
営 業 外 収 益			571,958
受 取 利 息		223,659	
デ リ バ イ ブ 評 価 益		92,734	
為 替 差 益		244,257	
そ の 他		11,307	
営 業 外 費 用			191,551
支 払 利 息		113,599	
支 払 手 数 料		60,305	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料		8,183	
原 油 ス ッ プ 差 損		8,445	
そ の 他		1,018	
経 常 利 益			199,302
特 別 利 益			6,134
新 株 予 約 権 戻 入 益		6,134	
特 別 損 失			
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		506,394	1,441,165
子 会 社 株 式 評 価 損		934,770	
税 引 前 当 期 純 損 失			△1,235,727
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		33,735	79,057
法 人 税 等 調 整 額		45,322	
当 期 純 損 失			△1,314,785

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	3,683,193	1,029,793	2,622,918	3,652,711
当 期 変 動 額				
当 期 純 損 失				
自 己 株 式 の 処 分			△372,042	△372,042
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△372,042	△372,042
当 期 末 残 高	3,683,193	1,029,793	2,250,876	3,280,669

(単位：千円)

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
		別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	50	32, 907	△1, 806, 612	△1, 773, 655	△954, 138	4, 608, 110
当 期 変 動 額						
当 期 純 損 失			△1, 314, 785	△1, 314, 785		△1, 314, 785
自 己 株 式 の 処 分					917, 832	545, 790
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△1, 314, 785	△1, 314, 785	917, 832	△768, 995
当 期 末 残 高	50	32, 907	△3, 121, 398	△3, 088, 440	△36, 305	3, 839, 115

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△31,290	△31,290	250,644	4,827,465
当 期 変 動 額				
当 期 純 損 失				△1,314,785
自 己 株 式 の 処 分			△2,859	542,930
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3,375	3,375	60,379	63,754
当 期 変 動 額 合 計	3,375	3,375	57,519	△708,100
当 期 末 残 高	△27,915	△27,915	308,164	4,119,365

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

会計監査人の連結監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月28日

株式会社極楽湯ホールディングス
取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指 定 社 員 公認会計士 原 伸 之[㊞]
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 谷 田 修 一[㊞]
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社極楽湯ホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社極楽湯ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月28日

株式会社極楽湯ホールディングス
取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指 定 社 員 公認会計士 原 伸 之[㊞]
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 谷 田 修 一[㊞]
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社極楽湯ホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役より受けた監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査いたしました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等から、その構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等をふまえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立した立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月28日

株式会社極楽湯ホールディングス 監査役会
常勤監査役 上妻進一郎 ㊞
監査役 小林明夫 ㊞
監査役 鈴木陽子 ㊞

(注) 監査役2名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

現取締役全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	にい かわ たか とも 新 川 隆 丈 (1959年4月9日生)	1983年4月 株式会社北陸銀行入行 1990年4月 日興証券株式会社（現S M B C日興証券株式会社） 入社 2003年8月 伊藤忠商事株式会社 入社 2005年4月 当社 特別顧問 2005年6月 同 代表取締役社長 2007年3月 同 代表取締役社長兼営業本部長 2007年7月 同 代表取締役社長 2017年1月 同 代表取締役社長CEO 2017年6月 同 代表取締役社長グループCEO（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社極楽湯 代表取締役 極楽湯中国控股有限公司 董事長 極楽湯（上海）沐浴股份有限公司 董事長	304,908株 (注)10
2	はね づか さとし 羽 塚 聡 (1967年1月17日生)	1999年8月 当社 入社 2008年6月 同 取締役 2008年7月 同 取締役執行役員総合企画本部長兼総合企画部長 兼新店準備室長 2016年6月 同 取締役常務執行役員（総合企画部門統括）店舗 開発部長 2017年1月 同 取締役常務執行役員 新業態・営業企画担当 (CQ0) 2017年6月 同 取締役常務執行役員CB0 新業態・営業企画担 当 2018年4月 同 取締役常務執行役員CB0 営業企画担当 2019年4月 同 取締役常務執行役員 経営企画担当 2020年6月 同 取締役常務執行役員 全般・開発建設担当 (現任)	75,279株 (注)10

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	すず き まさ もり 鈴木 正 守 (1975年11月10日生)	2000年8月 株式会社メディアシーク 入社 2003年11月 当社 入社 2007年1月 株式会社エフディール 代表取締役 2009年7月 株式会社ドン・キホーテ 入社 2010年7月 当社 入社 2015年4月 同 執行役員管理部長 2016年6月 同 取締役執行役員管理部長 2017年1月 同 取締役執行役員CFO 経営企画担当 2018年10月 同 取締役執行役員CFO 経営企画担当・中国担当 2019年3月 同 取締役執行役員CFO 経営企画担当 2019年4月 同 取締役執行役員CFO 財務担当（現任）	9,635株 (注)10
4	か しゅん 何 俊 (1984年10月29日生)	2007年6月 招商銀行上海分行南西支行公司金融部 主管 2015年6月 璞石資本集団 (Purestone Capital Group) 副総経理 2019年3月 璞軒管理有限公司 董事（現任） 2019年3月 極楽湯（上海）沐浴股份有限公司 総経理 2020年6月 極楽湯（上海）沐浴股份有限公司 董事総経理 （現任） 2020年6月 当社 取締役（現任）	0株
5	じょ こう へい 徐 浩 平 (1958年11月5日生)	1981年4月 野村證券株式会社 入社 1997年6月 同 青森支店長 2000年6月 同 名古屋支店資産管理一部長 2003年4月 同 仙台支店長 2005年4月 同 福岡支店長 2006年4月 同 執行役 国内営業部門 中国・四国・九州担当 2008年4月 同 執行役 国内営業部門 東京担当 兼 本部長 2009年4月 同 常務執行役員 ファイナンシャル・マネジメン ト担当 2010年4月 同 常務執行役員 名古屋駐在 2012年8月 同 常務執行役員 名古屋駐在 兼 名古屋支店長 2016年4月 野村バブcockアンドブラウン株式会社 会長 2016年4月 野村證券株式会社 顧問 2019年6月 当社 取締役（現任）	0株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
6	後 藤 研 二 (1968年12月21日生)	1991年4月 兼松株式会社 入社 1999年12月 日興証券株式会社（現S M B C日興証券株式会社） 入社 2003年7月 伊藤忠商事株式会社 入社 2010年10月 いちごグループホールディングス株式会社 入社 2011年3月 同 執行役 2012年2月 いちご不動産投資顧問株式会社（現：いちご投資顧 問株式会社） 執行役 2015年4月 株式会社オフィスゴトー 代表取締役（現任） 2015年7月 フェリスウィールインベストメント株式会社 取締 役 2016年6月 ニューリアルプロパティ株式会社 取締役（現任） 2019年6月 当社 取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社オフィスゴトー 代表取締役	0株

- (注) 1 各取締役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
- 2 徐浩平氏は社外取締役候補者であり、当社の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年間であります。
- 3 徐浩平氏を社外取締役候補者とした理由は、これまで証券業界における豊富な経験と、幅広い識見を活かし、当社が期待する数値分析や金融関係のアドバイス等の提言を期待するものであり、当社取締役就任以来、職務を適切に遂行していることから、当社の社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
- 4 後藤研二氏は社外取締役候補者であり、当社の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年間であります。
- 5 後藤研二氏を社外取締役候補者とした理由は、これまで不動産・商社を始めとする豊富な経験と、幅広い識見を活かし、当社が期待するM&Aや不動産に関するアドバイス等の提言を期待するものであり、当社取締役に就任以来、職務を適切に遂行していることから、当社の社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
- 6 徐浩平氏及び後藤研二氏は、現在、当社との間で、当社定款第31条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。本総会において取締役として再任された場合には、改めて当社との間で同様の契約を締結する予定であります。
- 7 新川隆丈氏、羽塚聡氏、鈴木正守氏、何俊氏、徐浩平氏及び後藤研二氏は、当社と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結する予定であり、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することといたします。
- 8 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- 9 当社は、徐浩平氏及び後藤研二氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
- 10 所有する当社株式の数には、役員持株会名義で所有する持分株式数を含んでおります。

第2号議案 監査役1名選任の件

現監査役小林明夫氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出にあたりましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
こ ばやし はる お 小 林 明 夫 (1956年1月3日生)	1979年4月 東京国税局入局 2007年7月 練馬東税務署 副署長(法人) 2009年7月 東京国税局 調査一部 特別国税調査官 2011年7月 東京国税局 調査一部 統括国税調査官 2015年7月 本所税務署 署長 2016年9月 税理士登録 2017年6月 当社 監査役(現任) 2018年6月 日本アセットマーケティング株式会社 社外取締役(現任) 〔重要な兼職の状況〕 小林明夫税理士事務所 代表	0株

- (注) 1 監査役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
- 2 小林明夫氏は社外監査役候補者であり、当社の社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年間であります。
- 3 小林明夫氏を社外監査役候補者とした理由は、税理士として財務及び会計に精通しており、高い識見と幅広い経験を有することから当社の社外監査役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
- 4 小林明夫氏は、現在、当社との間で、当社定款第41条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。本総会において監査役として再任された場合には、改めて当社との間で同様の契約を締結する予定であります。
- 5 小林明夫氏は、当社と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結する予定であり、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。本総会において監査役として再任された場合には、改めて当社との間で同様の契約を締結する予定であります。
- 6 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- 7 当社は、小林明夫氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。

第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役、従業員及び子会社従業員に対して、ストック・オプションとして発行する下記の新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案の新株予約権は、当社取締役、監査役、従業員及び子会社従業員の員数及び職位を基準として割当てられるものであり、またその額が一般的なオプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを用いて算定されることから相当であると存じます。

また、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象となる当社取締役は6名（うち社外取締役は2名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）となります。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、優秀な人材を継続的に確保すること、また、適正な監査に対する意識を高めること等を目的として、当社取締役、監査役、従業員及び子会社従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。

2. 株主総会決議による委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

6,000個（うち、取締役については2,000個）

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式600,000株を上限とし、下記4(1)により本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じて得た数を上限とする。

3. 新株予約権の払込金額

本新株予約権につき金銭の払込を要しない。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、付与株式数は、100株とする。

また、新株予約権発行後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は、当該調整の時点で権利

行使していない各新株予約権の目的たる株式の数（以下「未発行付与株式数」という。）についてのみ行われ、調整により生じる1株の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受ける株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、その価額が新株予約権の割当日の終値を下回る場合には、当該終値を行使価額とする。

なお、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を含まない。）を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「自己株式処分前の株価」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

(3) 新株予約権の行使期間

2023年7月1日から2027年6月30日までの期間で当社取締役会において決定する期間とする。

(4) 新株予約権行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役、監査役、従業員、子会社取締役及び子会社従業員の地位を失った後も、これを行行使することができる。

但し、新株予約権者が、次の事由のいずれかに該当する場合は、新株予約権を行行使することができない。

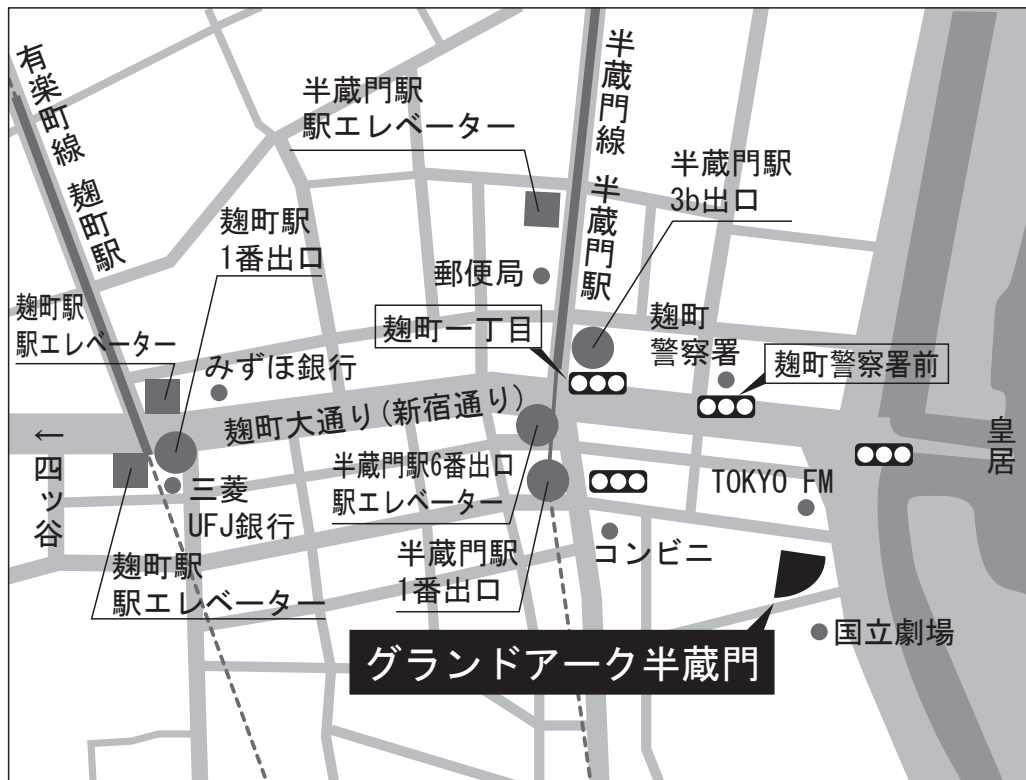
- i) 取締役、監査役、もしくは子会社取締役を解任され、又は正当な理由なく辞任した場合
- ii) 従業員、子会社従業員を解雇された場合
- iii) 取締役、監査役、従業員、子会社取締役又は子会社従業員が、当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社の利益に反する行為を行ったと認められる場合
- iv) 取締役、監査役、子会社取締役の在任期間が1年に満たず（但し、取締役及び子会社取締役については任期を一期満了している場合を除く）、又は割当日から6か月に満たない場合
- v) 退職した従業員（管理職を除く）、子会社従業員（管理職を除く）の在籍期間が3年に満たず、又は割当日から1年に満たない場合
- vi) 退職した従業員（管理職）、子会社従業員（管理職）の在籍期間が1年に満たず、又は割当日から1年に満たない場合

- ② 新株予約権の相続による承継は、新株予約権者が被相続人となる相続においてのみ、これを認める。当該相続後の相続における相続人は、新株予約権を承継することができない。

- ③ 割当日から権利行使時に至るまでの間、新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
 - ④ その他の権利行使の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
 - ⑤ 4 (4) ① iv 乃至 vi の在任又は在籍期間の算定については、新株予約権者にグループ会社間の異動（地位の変更）があった場合には、グループ会社の役員又は従業員として在任又は在籍した期間を通算するものとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権の取得事由
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要の場合は、取締役会の承認がなされた場合）、当社は、当社取締役会において別途定める日において、無償で新株予約権を取得することができる。
 - ② 新株予約権者が前記(4)の新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途定める日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権に関するその他の事項
- 新株予約権に関するその他の事項は、当社取締役会決議により決定する。

以 上

株主総会会場ご案内図



【お願い】

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主様の安心・安全を第一に考え、会場へのご出席はお控えくださいますようお願い申し上げます。

- 会場 東京都千代田区隼町1番1号
グランドアーク半蔵門 3階 光の間
(開催場所が昨年と異なっておりますので、ご注意ください。)
電話 (03)3288-0111
- 最寄駅 東京メトロ 半蔵門線 半蔵門駅 1番出口より徒歩2分
東京メトロ 有楽町線 麹町駅 1番出口より徒歩7分